

遠隔手話通訳サービスをご利用ください！

日常生活上、手話通訳を必要とする聴覚、音声・言語機能障害の方が区の施設に訪れた際に、意思疎通を円滑にするため、タブレット端末やスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳サービスが利用できます。

窓口用タブレット端末による

遠隔手話通訳サービス

窓口用タブレット端末による遠隔手話通訳サービスを利用できます。



サービス利用時間

各施設の開庁時間

(午前8時以前及び午後9時以降は除く)

サービス提供場所

障害福祉課・区役所内一部各課・保健SC本郷支所・
教育センター・児童相談所・生活あんしん拠点・
障害者基幹相談支援センター・地域活動センター

ご自身のスマートフォン等による

遠隔手話通訳サービス

ご自身のスマートフォン等で各課窓口にて用意されたQRコードを読み込むことで、遠隔手話通訳サービスを利用できます。

※接続に係る通信料は、利用者様の負担となります。



サービスの利用時間

各施設の開庁時間

(午前8時以前及び午後9時以降は除く)

サービスの提供場所

QRコードを設置してる区役所内各課及び区関連施設